

平成26年8月から 高額介護合算療養費の 自己負担限度額が変更になりました。

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に自己負担の年額を合算して、定められた限度額を超えた場合に、超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。この所得区分と限度額が変更になります。



高額介護合算療養費の自己負担限度額

70歳未満の方

●平成26年7月まで

上位所得者 (所得600万円超)	126万円
一般所得者 (所得600万円以下)	67万円
低所得者(住民税非課税)	34万円

●平成26年8月以降順次改正

	平成26年8月～ 平成27年7月	平成27年 8月以降
所得901万円超	176万円	212万円
所得600万円～ 901万円以下	135万円	141万円
所得210万円～ 600万円以下	67万円	67万円
所得210万円以下	63万円	60万円
住民税非課税	34万円	34万円

※所得…総所得金額から基礎控除額(33万円)を引いた額

70歳以上75歳未満の方

●平成26年7月まで

現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	67万円
一般 (課税所得145万円未満)(※1)	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

●平成26年8月から改正

課税所得 145万円以上	67万円
課税所得 145万円未満(※2)	56万円
住民税非課税	31万円
住民税非課税(所得が一定以下)	19万円

※一般については、56万円で据え置き

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む

※2 ※1に加え、所得の合計額が210万円以下の場合も含む